

土地改良施設安全管理推進事業（継続）

【20（20）百万円】

対策のポイント

土地改良施設の安全な操作・運転、転落事故等の防止について、適切な対応を図るため、土地改良施設の管理者等に対する啓発、指導等を行います。

- ・ ダム、頭首工、揚水機場等の基幹的農業水利施設の操作は、周辺地域に大きな影響をもたらします。また、農業用排水路等は、近年の農村地域の都市化、混住化に伴い転落事故等の危険性が増大しています。
- ・ このような状況から、土地改良施設の管理に当たっては安全性の確保が一層求められており、安全管理のための意識の高揚や周辺地域との連携が必要になっています。

政策目標

土地改良施設の安全な管理を推進

< 内容 >

安全管理の啓発・指導等

安全管理の重要性についての啓発・指導等を効率的・計画的に実施するため、次の事項を定めた安全管理推進計画を毎年度作成し、これに基づいて安全管理を推進するための活動を行います。

土地改良施設の管理者に対する啓発・指導

地域住民、市町村その他関係機関に対する広報活動

各種イベント等の開催

その他安全管理に関する活動

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会
- 2．補助率 定額
- 3．事業実施期間 平成5年度～

[担当課：農村振興局整備部水利整備課（03 - 3591 - 3745（直））]